



JAPAN
NEW YORK
LONDON
FRANKFURT
BRUSSELS
HO CHI MINH

2026年1月14日

No. JTPC_001

A&S ニューズレター「時事トピック」シリーズ 第1回

暗号資産と金商法規制の最新動向

(金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告」を踏まえて)

執筆者：弁護士 中塚夏子

I. はじめに

2025年12月10日に公表された金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告」(以下「本報告」という。)は、暗号資産の投資対象化の進展や、それに伴う詐欺的な投資勧誘といった喫緊の課題に対応するため、金融商品取引法(以下「金商法」という。)の規制枠組みを活用した制度の抜本的な見直しの方向性を示しました。

本報告に基づき、今後予想される法規制の具体的な方向性について、①情報提供規制、②業規制及び③市場開設規制と不公正取引規制の3つのトピックに分けて、3回にわたり解説いたします。

II. 金商法で規制対象とする暗号資産の範囲

暗号資産は、一般に配当や利息といった形で収益分配等を受ける法的な「権利」を表章する金商法上の有価証券とは性質が異なるため、有価証券とは別の規制対象として金商法に位置付けることが適当とされました。

金商法で規制対象とする暗号資産の範囲については、①いわゆるNFT(Non-Fungible Token: 非代替性トークン)は特定の財・サービスが提供されるものが多く性質が多様であり、一律の金融法規制の対象とすることには慎重な検討を要すること、②いわゆるステーブルコイン(デジタルマネー類似型)は法定通貨の価値と連動し、広く送金・決済手段として用いられる可能性があり、2025年

時点では投資対象として売買されることが想定しにくいことを踏まえ、現行の資金決済法上の暗号資産とすることが適当であるとされています。

なお、金商法で暗号資産を規制対象とすることとした場合、規制の複雑化等を避ける観点から、現行の資金決済法に基づく暗号資産に係る規制は、金商法に必要な規制を新たに設けることで、資金決済法から削除されることが適当であると指摘されており、二重で規制がかからないよう必要な手当てがされる見込みです。

III. 情報提供規制の強化：情報の非対称性解消と正確性の確保

1. 新規販売時の情報提供

(1) 情報の非対称性

暗号資産の取引においては、その技術性・専門性、及び暗号資産の価値の源泉を実質的にコントロールする中央集権的管理者の活動による価値変動の可能性等に関して、情報の理解可能性、把握可能性等の点で、利用者と専門家との間に情報の非対称性が存在します。この非対称性を解消し、利用者がリスクと商品性を十分に理解した上で合理的な判断に基づく取引を行えるよう、情報提供規制が強化されます。

(2) 新規販売時の情報提供義務

(ア) 上記のような非対称性を解消するため、暗号資産の性質・機能、供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等の取引判断に重要な情報が一般の利用者にとって分かりやすい形で提供される必要があると指摘されており、暗号資産の新規販売時における情報提供義務が整備される見込みです。

(イ) 情報提供義務については、外国で取引する者等に対する規制の実効性確保に課題があること等を踏まえ、暗号資産の流通・保有状況の観点での情報の非対称性を解消するために大口保有者等に情報提供規制を設けることは考えるべきとされており、暗号資産の流通・保有状況の観点での情報については規制が設けられない見込みです。もっとも、暗号資産の中央集権的管理者については、その情報提供規制の中で、当該者及びその関係者の保有状況に関する情報や大量の無償発行等に係る情報を利用者に提供させられることが考えられるとしており、このような情報については規制が設けられる見込みとなっております。

(ウ) また、利用者が暗号資産のリスクと商品性を十分に理解し、リスクを許容できる範囲で取引を行うことができるようするため、個別銘柄について、リスクと商品性に関する情報が利用者に分かりやすく提供されると重要であると指摘されており、時価総額、流通状況（流動性リスク）等個別の暗号資産のリスクに係る内容についても利用者に対する情報提供に関する規制が設けられる見込みです。この点に関し、リスク・商品性に関する重要な情報については、利用者にとって分かりやすくし、また、比較可能性を高めるため、サマリーの提供を求めることが考えられるとしていることから、情報提供規制の内容としてサマリーの提供まで含まれることとなるものと見込まれます。

(3) 情報提供規制の対象者

(ア) 情報提供規制の対象者は、情報を収集・提供する交換業者が基本となる見込みです。

(イ) もっとも、中央集権型暗号資産については、中央集権的管理者の活動に由来するリスク（事業リスク等）があり、当該リスクについての情報の非対称性を解消する必要があるとされており、中央集権的管理者が一般の利用者から資金を調達しようとする場合には、情報の非対称性を解消するために、当該中央集権的管理者が情報を利用者に提供することを義務付けるべきであると指摘されています。例えば、以下の3つの類型のいずれかに該当するものは、基本的に中央集権型暗号資産に該当すると考えられるものの、さまざまな暗号資産の形態が開発されることも踏まえ、柔軟な制度とする必要があるとされています。

- ・ 特定の者のみが発行権限を有する暗号資産（発行・生成を管理する主体が存在）
- ・ パーミッション型ブロックチェーンによる暗号資産（移転を管理する主体が存在）
- ・ ERC-2043等の基盤となるトーカン規格に基づき発行される暗号資産（仕様を定める主体が存在）

(4) 情報提供規制の対象となる行為

(ア) 中央集権的管理者である発行者が暗号資産の販売により資金調達を行う場合には、新規に生成・発行した暗号資産の販売（プライマリー取引）だけでなく、既に生成・発行した暗号資産の販売（セカンダリー取引）による資金調達についても、情報提供規制の対象とするべきとされています。

(イ) もっとも、少人数（49人以下）を相手方とする勧誘の場合は、十分に情報を把握していることが多く、また、プロ投資家（適格機関投資家）を相手方とする勧誘は、情報を入手・

分析できない場合には取引を行わないと合理的に判断することを含め、適切に取引判断できる自衛力を有しているとかんがえられることから、情報提供規制の対象外とすることが適当とされており、暗号資産の私募・私売出し相当の行為については、規制が免除される見込みです。

2. 継続的な情報提供と正確性の確保

(1) 適時情報提供

新規販売時に提供された情報は、時間の経過により有用性が低下するものと考えられ、セカンドリー取引において、利用者の合理的な取引判断を可能にするためには、継続的な情報提供が不可欠であると指摘されています。この点を踏まえ、暗号資産の取引判断に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、新規販売時に利用者に対して情報提供した暗号資産の発行者又は交換業者に対して、適時情報提供を行うことを義務付けるべきとされています。サマリーの記載に変更が生じる場合には、サマリーについても速やかに更新されるべきとされています。

(2) 定期的な情報提供

暗号資産については、定期的な情報提供の必要性は、適時情報提供に比して、低いものと考えられるとされています。もっとも、発行者の事業活動等については、利用者が直近の発行者の活動の状況の全体像を把握しやすいよう、適時情報提供を補完するものとして、情報提供義務を負う発行者に対して、定期的な情報提供についても求めることができます。発行者が情報提供義務を負う場合は、会社法・金商法の情報提供に関する規定等を踏まえ、年1回の情報提供義務が課される見込みです。

IV. おわりに

本ニュースレターでは、本報告のうち、情報提供規制に関する内容を取り上げました。本報告に基づき、金商法・資金決済法が改正された場合には、これまで情報提供規制がなかった暗号資産取引に、金融商品と同様、情報提供規制が課されることになります。情報提供義務を負うか否か等実務上の取り扱いに影響が及ぶこととなりますので、今後の動向に注視が必要となります。

A&Sニュースレター「時事トピック」シリーズでは、A&S所属の若手弁護士有志が、新しいリーガル・トピックについて解説します。

執筆者

弁護士 [中塚夏子](#) (アソシエイト、第二東京弁護士会)

Email: natsuko.nakatsuka@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 時事トピック執筆チーム

Email: jiji-topics@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |
Osaka Affiliate Office
(A&S 大阪法律事務所)
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

ニューヨーク提携オフィス |
New York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom
[in](#)

ブリュッセルオフィス |
Brussels Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium
[in](#)

ホーチミンオフィス |
Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam
[in](#)

福岡提携オフィス |
Fukuoka Affiliate Office
(A&S 福岡法律事務所)
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2 丁目 12-1 天神ビル 10 階



フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
OpernTurm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany
[in](#)